

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

# おおわに

4月号  
令和6年  
(2024年)  
No.747



## 今月のおもな内容

- ◆まちの話題・・・2、3
- ◆まちのお知らせ・・・4、13
- ◆こちら警察・消防！・・・14、15
- ◆月替わりの掲載コーナー・・・16、17
- ◆おおわにかわら版・・・18、19
- ◆わぁんどすとーりが今年も開催されます♪・・・20



**鰐comeのサウナがリニューアルされました**

大鰐町地域交流センター鰐comeは3月9日、大浴場「つつじ」（ひのき風呂）のサウナ改修を終え、リニューアルオープンしました。新たなサウナは高温で、青森ヒバで造られた室内では森林浴のような気分を味わうことができます。また、座席下段の椅子が伸びたので、以前よりもゆったり座ることができます。

渋谷常務理事は「昨今のブームで、サウナは男女とも利用客が多い。ヒバの香りを楽しみながら」との「つつじ」と述べてくれました。

**大鰐町消防出初式が行われました**

3月24日に消防出初式が行われ、放水訓練や分列行進などが行われました。放水訓練では、16台の消防車両が並んで一斉に放水を行う様子は非常に迫力があり、最後に行われた分列行進では、消防団員が町内を行進し、勇壮な姿を見ることができました。当日は、総勢162名の消防団員が参加し、盛大に行われました。

また、分列行進の先頭を幼年消防クラブ（大鰐保育園）の子ども達が務め、沿道からは歓声が上がっていました。



**令和5年度大鰐町教育委員会顕彰式が行われました**

3月22日に顕彰式が行われ、文化やスポーツで活躍した方の功績と学校現場で役職定年を迎えられた方への感謝の意とその功績を讃える表彰状の授与を行いました。

文化奨励賞1名、スポーツ賞3名、スポーツ奨励賞6名・4団体、学校文化賞4名・1団体、学校スポーツ賞15名・2団体、大鰐町立学校教職員賞貢献賞1名を表彰しました。

前田教育長は「受賞者の皆様の功績に深い敬意を表するとともに、受賞を心からお祝い申し上げます。」と述べました。

**全国・東北中学校スキー大会の結果を報告しました**

大鰐中学校スキー部が2月28日、町長室を訪れ、今年行われた、県、東北、全国大会の結果を報告しました。

長利菜々美部長（三年）は「今シーズンは雪不足で思うようにできない部分がありました。皆さんの多くのサポートがあり、大会に参加できました。応援ありがとうございました。」と感謝を述べました。

山田町長は「素晴らしい成績おめでとうございます。これまでの経験をもとに来シーズンも飛躍して頑張ってください。」と激励しました。



### りんご基幹青年養成講座等の修了について報告しました

りんご産業の中核的役割を果たす青年農業者の養成を目的とした、県りんご産業基幹青年養成事業研修生と県りんご病害虫マスター養成事業の研修生が3月19日に町長へ修了報告をしました。

研修を終えた3名は「今後の地域農業を維持・発展させるべく尽力したい」と述べました。町では意欲ある青年等に対する支援を継続し、基幹産業である農業を支える経営体の育成に努めます。

### 小型動力ポンプ付積載車交付・配属式

大鰐町内の消防団が所有する消防車両の老朽化を受け、新型車両を配備するにあたり、小型動力ポンプ付積載車交付・配属式が3月19日、大鰐町車両ターミナル駐車場で行われました。

町消防団第16分団（森山地区）へ小型動力ポンプ付積載車が配備されました。

山中寛幸第16分団長は「以前より小回りが利くようになるので、使いやすくなると思う。一日でも早く操作方法を習得して、町民の安全・安心に貢献したい」と述べました。



### 寄付をいただきました

株式会社東邦設備工業所様より、大鰐町の活性化費用として、現金10万円の寄付をいただきました。2月28日に豊島康史代表取締役より町長へ手渡されました。

町長は「貴社からのご厚志に添えるよう、早速活用させていただきます」と存じますので、今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。」と感謝を述べました。  
いただいた寄付については、町の活性化につながる各種事業に活用される予定となっております。

### 大鰐小・中学校で卒業証書授与式が行われました

令和5年度卒業証書授与式が3月9日に中学校で、15日に小学校で行われました。卒業式には、小学校で48名、中学校で37名の卒業生が式に臨みま

した。コロナ禍では見ることができませんでしたが、卒業生が大勢の参列者に見守られて卒業証書の授与が行われま

した。卒業生は友人や教員との別れを惜しみつつ、保護者や教員に見守られながら学び舎を後にしました。

## 特別な支援を要する家庭の自立支援のために

### ●児童扶養手当

#### 1. 制度の概要

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

#### 2. 支給対象

次のいずれかに該当する子どもの父又は母が当該子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が政令で定める障がいの状態である子ども
- ④父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子どもなど

※子どもが児童福祉施設に入所したときや、子どもが父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき等は対象になりません。

※所得制限があります。

#### 3. 手当額

支給額（月額）		
第1子	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440円～3,230円

※所得に応じて支給額が異なります。

#### 4. 手当の支給について

1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれ支払月の前月分までの2か月分の手当が支払われます。

### ●ひとり親家庭等医療費助成事業

#### 1. 制度の概要

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費（入院時食事療養費は除く。）の助成をする制度です。

#### 2. 支給対象

- ①母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童（18歳に達した年度末まで）

- ②母及び父（ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円、薬局については自己負担はなし）

※所得制限があります。

### ●特別児童扶養手当

#### 1. 制度の概要

精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### 2. 支給対象

政令で定める程度の障がいの状態にある子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

ただし、子どもが児童福祉施設などに入所しているときや、子どもが障がいを支給事由とする公的年金を受けられるときは、手当は支給されません。

※所得制限があります。

#### 3. 手当額

支給額（月額）	
1級	55,350円
2級	36,860円

#### 4. 手当の支給について

4、8、11月の年3回で、それぞれ支払月の前月分までの4か月分の手当が支払われます。

### ●障害児福祉手当

#### 1. 制度の概要

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。

#### 2. 支給対象

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

#### 3. 手当額

月額 15,690円

#### 4. 手当の支給について

2、5、8、11月の年4回で、それぞれ支払月の前月分までの3か月分の手当が支払われます。

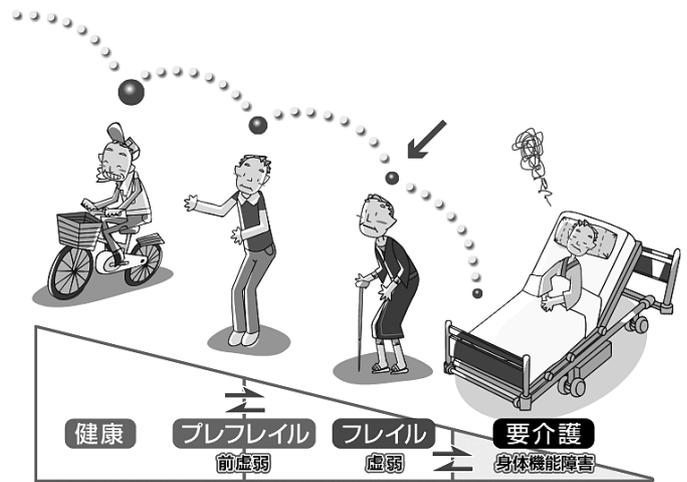
### ■お問合せ

保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

# 地域包括支援だより

# 介護予防で元気に生活を

健康寿命（日常生活が制限されずに元気で生活できる期間）を伸ばすためには「フレイル」を予防・改善することが大切です。「フレイル」とは心身の機能が低下して、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることを指します。フレイル予防が要介護状態になることを防ぎ、健康で自立した生活を続けられることにつながります。



## 【フレイル予防の3本柱】

1. **栄養（食事・口腔機能）**：栄養摂取とお口の機能維持が筋力・体力の維持につながる
2. **身体活動（運動）**：転倒・骨折防止と介護状態になることを防ぐ
3. **社会参加**：社会と接点を持ち続けることが、うつ病や認知症のリスクを軽減する

そこで皆さんに「さわやかシニア教室」のご案内です。

さわやかシニア教室は、65歳以上の方を対象に筋力アップのための運動や認知機能低下予防のレクリエーション、脳トレやお口の体操を中心とした内容で行うフレイル・介護予防や仲間づくりを目的とした教室です。自分の健康づくりのために、ぜひ教室にご参加ください。

## さわやかシニア教室参加者募集

- 1 対象者 大鰐町に住所があり、居住している65歳以上の方
- 2 参加費用 無料
- 3 開催日時 月2回程度 水曜日 午後1時30分から午後3時まで



運動



脳トレ

月	開催日		
令和6年4月	10日	24日	
5月	8日	22日	
6月	19日	26日	
7月	3日	17日	31日
8月	21日	28日	
9月	11日	25日	

- 4 場所 地域交流センター鰐 come(4月～9月)
- 5 参加申込 役場保健福祉課地域包括支援係に申込みいただくか、実施日に直接会場においでください。
- 6 その他 10月以降は中央公民館で開催予定です。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

**国民健康保険被保険者  
後期高齢者医療被保険者** のみなさまへ

～健康診査のご案内～

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和7年3月31日までに40歳以上になる方または後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等に入所又は入居している方などは対象外です。

5月中に国保被保険者の対象者へ「黄色の受診券」、後期高齢者医療被保険者の対象者へ「水色の受診券」を発送いたします。

●受診の方法（次の2通りから選択してください）

①集団検診（場所：地域交流センター鰐 come）

町の複合検診で、がん検診などと一緒に受けられます。受診を希望する人は、保健福祉課へ申し込みが必要です。

令和6年度の日程は次のとおりです。

6月	5日(水)・6日(木)・7日(金)・9日(日)・10日(月)・ (※) 11日(火)・12日(水)・13日(木) (※) 6月11日は女性限定日
7月	8日(月)・9日(火)・10日(水)・11日(木)・12日(金)

11月 26日(火)・27日(水)・28日(木)

②個別健診

かかりつけの医療機関で受けられます。

受診できる医療機関の一覧を、受診券と一緒に送付しますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

●留意事項

①、②いずれの受診の際でも、必ず『被保険者証』と『受診券』を持参してください。

●実施期間

受診券がお手元に届いてから令和7年2月28日までです。

●料金 年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、健診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

**国保・後期高齢者人間ドックのご案内**

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和7年3月31日までに40歳以上になる方または後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、保険税（料）に滞納がある方、国保特定健診、後期高齢者健診又は町が実施するがん検診を受診する方は人間ドックを希望できません。

●人間ドックの内容

身体測定・診察・胸部X線検査・血液検査・心電図・便潜血検査・腹部超音波検査・尿検査・肝炎ウイルス検査・内視鏡検査（胃カメラ…「経口」または「経鼻」の選択）

●受診の方法

町立大鰐診療所で実施します。

受診を希望する方は、役場住民生活課国保年金係（4番窓口）において、受診申込書の記入が必要です。

申込書は町ホームページにも掲載していますので、郵送による提出も可能です。

●実施期間

令和6年4月12日から令和7年3月31日までです。（町立大鰐診療所が指定する日及び休診日を除く）

申込書に記載の希望日の結果は、町立大鰐診療所より通知されます。

●料金

年度内1回、自己負担2,000円で受診できます。

※ただし、特定健診等と重複しての受診、受診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 55・6563（直通）

## 被用者保険の被扶養者の方へ 『特定健康診査』のご案内

大鰐町国民健康保険以外の保険に加入している被扶養者の方も、町の複合検診実施日に特定健診を受けることができます。

### ●受診対象年齢

40歳（令和7年3月31日までに40歳になる方）から74歳（75歳の誕生日前日までの方）まで

### ●健診場所・健診日

町の複合検診日程をご確認ください。

### ●申込み方法

事前に予約が必要です。手元に健康保険証を準備の上、直接、青森県総合健診センター（☎017・741・2336）へ申込みしてください。

### ●個人負担 無料

### ●特定健診当日にお持ちいただくもの

①健康保険証

②受診券（各保険者にお問い合わせをお願いします。）

※協会けんぽ青森支部 ☎017・721・2723

健康保険 被保険者証	家族（被扶養者）	01111
	記号 21270023	平成26年 6月25日交付
	番号 21	
氏名	花子	
生年月日	昭和 18年 10月 1日	
性別	女	
認定年月日	平成 26年 6月 1日	
被保険者氏名	協会 太郎	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	0:110:110:0:116	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

（例）協会けんぽ加入者はこの保険証です。その他の保険に加入の方はお持ちの保険証をご確認ください。

### ●検査項目

▷身体測定（身長、体重、BMI、腹囲測定）

▷理学的検査（内診）

▷血圧測定、尿検査（尿糖、蛋白）

▷血液検査

- ・血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
- ・血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビン A1c）
- ・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

### ■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

## わずか40分で助かる命があります ～青森県赤十字血液センターによる献血が実施されます～

昨年度、大鰐町では献血バスの巡回が3回あり、95人の“善意の献血”により、多くの患者さんのもとへ輸血用血液を届けることができました。たくさんの方に献血に協力いただきまして、大変ありがとうございました。

しかし、全国的にみると輸血用の血液はまだ不足しております。血液を安定的に患者さんのもとへ届けるためには、献血バス1台あたり43名のご協力が必要となります。

本年度も献血バスが右記日程で来町しますので、輸血を待ち望んでいる方々のために、みなさまのご協力をお願いいたします。



実施日	場所	時間
令和6年 4月9日（火）	大鰐町役場	10:00～12:30
	さばいしドライブイン	14:15～16:00
8月23日（金）	（特別養護老人ホーム） 大鰐ホーム	10:00～11:30
	マックスバリュ 新おおわに店	13:30～16:00
12月18日（水）	大鰐町地域交流センター 『鰐 come』	10:00～12:00
	大鰐町役場	13:30～16:00

※上記の実施日や時間等は変更となる場合がございますので、詳しくは献血実施月の回覧でご確認ください。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

## 在宅での家族介護を支援しています！！

### ●介護用品の支給事業

要介護者を自宅で介護している方で、支給の対象となる場合に、年間6万円を上限に紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給しています。

#### ○要介護者の要件

- ①要介護4以上の認定を受けている
- ②居住場所及び住民票の住所が大鰐町の方
- ③市町村民税非課税世帯など

#### ○支給の対象となる方

居住場所及び住民票の住所が大鰐町であり、市町村民税非課税世帯の方。



### ●家族介護慰労金の支給事業

要介護者を自宅で介護している方で、支給の対象となる場合に、慰労金10万円を支給しています。

#### ○要介護者の要件

①令和5年1月1日から12月31日の期間中に要介護3以上の認定を受けており、介護サービスの利用日数が10日以下、または福祉用具貸与・購入、住宅改修以外のサービスを利用していない方

- ②入院日数の合計が90日以下
- ③市町村民税非課税世帯 など

#### ○支給の対象となる方

- ①3親等以内の親族
- ②1月1日から12月31日の期間中、居住場所及び住民票の住所が大鰐町
- ③市町村民税非課税世帯 など

**各事業によって支給要件が異なりますので、詳細は下記までお問い合わせください。**

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎55・6568 (直通)

### 固定資産税の縦覧・閲覧について

令和6年度固定資産縦覧帳簿の縦覧及び課税台帳(名寄帳)の閲覧を行います。

縦覧では、町内に土地・家屋を所有する納税者が、近隣の土地・家屋の評価額をご覧いただき、ご自分が所有している資産の評価が適正かどうか確認することができます。

また、閲覧では、所有している土地・家屋の課税内容を確認することができます。

#### ●期間

【縦覧】 4月1日(月)から5月31日(金)まで(土・日・祝日を除く)

【閲覧】 4月1日(月)から通年(土・日・祝日を除く)

●時間 午前8時15分から午後5時まで

●場所 町役場税務課

●必要なもの 本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書、健康保険証など)

※代理人の場合は、委任状が必要です。

●手数料

【縦覧】 無料

【閲覧】 縦覧期間中は名寄帳の写しを無料で交付します。(それ以外の期間は300円)

#### ■お問合せ 税務課資産税係

☎55・6562 (内線417、418、419)

## 令和6年度国民年金保険料の金額のお知らせです

### ●令和6年度の国民年金保険料額

令和6年4月から令和7年3月分までの国民年金保険料額は、「月額16,980円」です。4月初旬に、日本年金機構より国民年金被保険者の方々へ納付書が発送されています。期限内納付のご協力をお願いいたします。なお、納付書には使用期限があり、使用期限を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。万が一使用期限が過ぎてしまった場合には、弘前年金事務所にご連絡ください。

### ●便利でお得に納付しましょう

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引される「前納制度」があります。割引される保険料額については、下記表のとおりです。

#### 【前納保険料額】

前納期間	納入方法	前納保険料額	割引額
6か月前納 (令和6年4月～令和6年9月) (令和6年10月～令和7年3月)	口座振替 クレジットカード	100,720円	△1,160円
	現金	101,050円	△830円
1年前納 (令和6年4月～令和7年3月)	口座振替 クレジットカード	199,490円	△4,270円
	現金	200,140円	△3,620円
2年前納 (令和6年4月～令和8年3月)	口座振替 クレジットカード	397,290円	△16,590円
	現金	398,590円	△15,290円

また、前月末引き落としで口座振替の申し込みをすると「早割」により保険料が割引される制度があります。早割による令和6年度の保険料額は「月額16,920円(△60円)」です。

「前納制度」及び「早割」の利用を希望される際は、弘前年金事務所に申出が必要です。お手続等の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。弘前年金事務所へご確認ください。

日本年金機構 HP <https://www.nenkin.go.jp>

■お問合せ 弘前年金事務所 ☎27・1339  
住民生活課国保年金係 ☎55・6563 (直通)

## 後期高齢者医療被保険者の皆様へ

〔75歳以上の方にお知らせです〕

### ①振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。

※届出がないと、振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

### ②パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさまの日頃の健康管理にご活用いただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の送付時に同封しています。どうぞお役立てください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係  
☎55・6563 (直通)  
青森県後期高齢者医療広域連合  
☎017・721・3821

◆月額使用料

人槽区分	月額
5人槽	3,520円
7人槽	3,960円
10人槽	5,060円

◆分担金

人槽区分	負担額
5人槽	90,000円
7人槽	100,000円
10人槽	120,000円

●現在合併浄化槽をご利用の皆様へ

合併浄化槽の使用料は、口座振替となっておりますので、使用者等に変更があった場合は、速やかに役場建設課へ届け出てください。

合併浄化槽のプロア又は放流ポンプが故障した場合、町と使用者で折半し修繕することになります。修繕費のお支払いは納付書発行より30日以内をお願いします。

■お問合せ・お申込み先

建設課下水道係 ☎55・6594（直通）

原子力施設立地振興対策事業助成金で整備しました

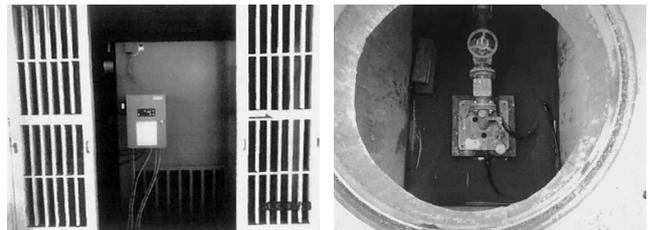
（公財）むつ小川原地域・産業振興財団の『令和5年度原子力施設立地振興対策事業助成金』により、次の事業を実施しました。

●事業名 公共施設整備事業

- ・事業費：14,825,800円  
（うち助成金7,000,000円）
- ・事業内容：大鰐中学校体育館暖房機更新工事

●事業名 温泉管理施設整備事業

- ・事業費：9,075,000円  
（うち助成金7,000,000円）
- ・事業内容
  - ①菟頭源泉水中ポンプ改修工事
  - ②青柳3号源泉水中モーターポンプ点検改修工事
  - ③青柳配湯所貯湯槽取替測量・設計業務



■お問合せ

企画観光課企画係 ☎55・6561（直通）

新庁舎基本構想・基本計画の策定について

町では、築96年が経過している現庁舎の建替えについて、新庁舎建設の基本的な方針を定めた「大鰐町新庁舎建設基本構想・基本計画」の策定を進めてきました。

この度、計画案について新庁舎建設検討委員会から町に対し、答申書の交付が行われました。答申の内容は、町財政へ配慮しながら、コンパクトで機能的・効率的な庁舎を目指してほしい旨、答申されました。



## 公共下水道及び合併浄化槽についてのお知らせ

### ●公共下水道区域内未接続の皆様へ

私たちが生活する中で水は欠かすことのできないものです。

公共下水道は、家庭や工場、店などで使用した水（汚水）を集めて処理し、海や川が生活排水で汚れてしまうのを防ぐなど私たちの水を守る大切な役割をしています。

町では平成4年度から公共下水道事業に着手し、平成11年度4月から汚水の処理を開始しています。

私たちが使った水やし尿は下水道管を流れ、岩木川水きらきらセンター（浄化センター）に集められます。そして微生物などはたらしにより浄化し、きれいな水にして川から海へと放流されます。

トイレの水洗化や台所・風呂・洗濯等の排水のたれ流しによる生活環境の悪化を改善するため、下水道へのご加入をお願いいたします。

- ①下水道に接続するには、町の指定工事業者でなければ工事することができません。
- ②くみ取りトイレの場合は、供用3年以内に下水道に接続することが義務付けられています。
- ③し尿だけ処理する単独浄化槽を使用の場合は、トイレ以外の生活排水が未処理のため浄化槽を廃止し、下水道への接続に努めることとなっています。
- ④トイレの水洗化や単独浄化槽からの切り替え工事には、改造資金（無利息）の融資あっせんも行っていきますのでご利用ください。

※指定工事業者、融資あっせん等については役場建設課までお問い合わせください。

### ●現在下水道をご利用の皆様へ

下水道の使用開始・休止・再開・異動・変更等に関することは、すべて届出制になっておりますので、次の届出事項に該当する場合は、速やかに役場建設課へ届け出てください。

#### 【届出事項】

- ①井戸水使用世帯において世帯人数に変更があった時（転入・転居・転出・出生・婚姻・死亡等）
  - ➔変更後の人数により、下水道使用水量（井戸認定量）及び使用料が変わります。

- ②使用区分を変更した時（井戸をやめて水道を引いた、水道と井戸水の両方を使っていたが井戸水を廃止した時）
  - ➔井戸水認定量の算定を中止します。

- ③引越しの時（転入・転出等）

➔下水道使用料の請求を開始、又は中止します。

- ④長期間下水道を使用しない時

➔使用しない期間の下水道使用料の請求を中止します。この場合、使用開始時も届出が必要となりますのでご注意ください。

※下水道使用料金は次のとおりです。

### ◆月額使用料

用途区分	基本料金	従量使用料（1m <sup>3</sup> につき）	
一般用	10m <sup>3</sup> まで 1,540円	11～30m <sup>3</sup>	154円
		31～50m <sup>3</sup>	176円
		51～150m <sup>3</sup>	220円
		151m <sup>3</sup> ～	275円

### ◆井戸水認定量

	井戸水等のみ使用	上水道と井戸水等の併用
1人当たり	4m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>
浴槽	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>

### ●合併浄化槽区域（公共下水道区域外）の皆様へ

公共下水道区域外の地区は、町が合併浄化槽（し尿のほか生活排水を合わせて処理する浄化槽）を各戸の敷地に設置し、設置後の維持管理も町が行います。合併浄化槽は町の所有となり工事費については分担金（一時金）を、維持管理費については毎月使用料として納付していただきます。

下水道と同じく快適な生活環境にするためトイレの水洗化等を希望される方は、役場建設課までお問い合わせください。

※合併浄化槽使用料及び分担金は10ページのとおりです。

開始!

# あなたが知りたい町情報を すぐに入手できるようになりました!

大鰐町公式 LINE がいよいよ運用開始となり、住民の皆さんに町の情報をいち早くお届けできるようになりました。町の「情報発信ツール」として、防災・災害やイベント、子育てなどの生活に関する情報を発信します。友だち登録がまだの方は、この機会にぜひ登録をお願いします!



## 自宅近くの避難所がわかる!

「防災」では、「防災無線」や「ハザードマップ」の内容を確認することができます。また、「避難所情報」で「避難所検索」をタップし位置情報を送信すると、近くの避難所を教えてください。  
※送信された位置情報は、避難所の検索のみに使用します。



避難所がどこにあるのかを簡単に調べることができます!  
総務課 関主査

いざという時に備えて事前に確認しておきましょう!  
総務課 須藤主査



## 受け取りたい情報を選べる!

「メインメニュー」の「受信設定」で、大鰐町が発信する情報の中から受け取りたいものを選べます。

～受信できる主な情報～

- イベント情報
- 健康・医療情報
- 生活関連情報
- その他
- 農業情報

## 友だち登録の手順

登録の方法は3パターン ※端末によって操作方法などが異なる場合があります。

**1**

LINEのホーム画面で「大鰐町」を検索し、公式アカウントを選択



**2**

ID検索で登録

@owani\_town



追加

**3**

QRコードで登録



※掲載しているスマートフォン画面は開発段階のものです。

※掲載の職員は、令和5年度の業務担当者、役職になります。



# 大鰐町公式LINE 『わにLINE』が運用開始

問い合わせ先 大鰐町役場 ☎ 0172-48-2111

## 📢 知りたい情報にアクセスしやすいメニュー



トーク画面の下に「メインメニュー」「町の魅力」「防災」の3つのメニュー画面を設置し、欲しい情報を見つけやすく、たどりやすい画面にしました。

ホームページでよく検索されている項目や、町の魅力、防災に関する情報を一目でチェックできます！さまざまなページにリンクするので、ぜひお試しください。

総務課 松田主事

## 🗑️ ごみの分別方法をチャットボット(※)が教えてくれる!



「メインメニュー」の「ごみの分別」-「ごみの出し方」をタップすると、「分別一覧」や収集日程などの情報を収集することができます。分別方法を知りたいときは、ごみの名前をキーボードで入力（左下のキーボードのアイコンをクリック）、送信すると、正しいごみの出し方や分別方法をチャットボット(※)が教えてくれます。

※「チャットボット」…人口知能ロボットが自動的に回答する会話型システムのこと

ごみの分別方法については、普段から迷うことが多いと思います。そんな時、チャットボットで聞くとすぐに答えが返ってくる、とても便利な機能です!

住民生活課 木田主事

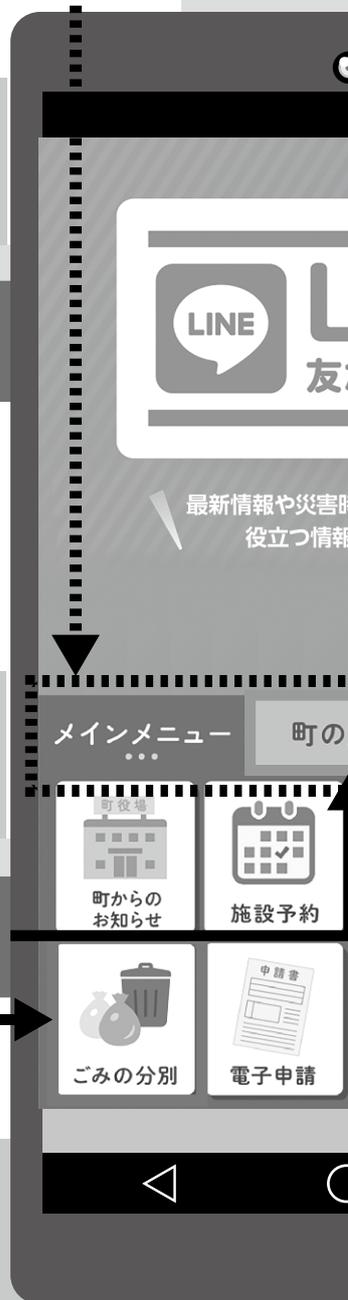
## 📍 おすすめスポット情報を入手できる!



「町の魅力」の「おすすめスポット」では、町内の飲食店や観光スポットを検索でき、マップでその場所を確認することができます。

おすすめスポットには、写真と一言メモを掲載しています!ご自身で、町の新しい魅力を発見してみたいかがですか?

企画観光課 奈良主事



令和6年度全国統一防火標語

守りたい

未来があるから 火の用心



春の火災予防運動

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

4月8日から14日まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆様の大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る10の要(4つの習慣・6つの対策)」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■大鰐町内の火災・救急発生状況(令和6年2月末現在)

	令和6年	前年比
火災	1件	±0件
救急	89件	+15件

危険物取扱者試験・事前講習会

『危険物取扱者試験』

- ▽とき 6月22日(土)
- ▽受付期間 5月1日(水)～5月13日(月)  
※電子申請も同じ期間です。
- ▽ところ 弘前工業高等学校  
(弘前市大字馬屋町6番地2)
- ▽種類甲種(受験資格必要)/乙種(第1類～6類)/丙種
- ▽試験手数料 手数料条例改正の予定がありますので、詳しくは(一財)消防試験研究センター青森県支部にお問い合わせください。(☎017・722・1902)
- ▽受験願書配布先 消防本部予防課(☎32・5104)、消防署及び分署  
※インターネットによる電子申請は、(一財)消防試験研究センターホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)からになります。

【事前講習会】

- ▽とき 6月7日(金)、午前9時30分～午後5時
- ▽ところ 黒石消防署2階講堂  
(黒石市追子野木一丁目576番地)
- ▽対象者 乙種第4類の受験者のうち受講を希望する者
- ▽受講料 受講料は2,000円(弘前地区消防防災協会加入事業所は1,000円)、テキストについては、申込時にお知らせします。※受講料は講習日に会場にて徴収
- ▽申込受付期間 5月1日(水)～5月31日(金)
- ▽申込先 消防本部予防課または最寄りの消防署、分署

■お問合せ

消防本部予防課 ☎32・5104  
または、最寄りの消防署、分署へ



## ルールを守って自転車事故を防止しよう

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となります。

自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

令和5年4月1日より自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

### ●自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### ●自転車運転者講習

「危険行為」を繰り返す自転車運転者に、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。

「危険行為」とは以下の15類型です。

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路における車両の義務違反
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点安全進行義務違反
- ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反
- ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反
- ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反
- ⑮妨害運転

ルールを守って、交通事故の加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

## 地域全体で子どもや女性を犯罪から守ろう

### 【安心・安全のためのポイント】

- 一人歩きは注意！複数人で行動しましょう  
夜間は特に危険です。できるだけ明るい場所を選び、2人以上で行動しましょう。
- 防犯ブザーや防犯笛を持ち歩こう  
防犯ブザーや防犯笛を鳴らしたら、不審者が立ち去った事例があります。
- 周囲や後ろに気をつけよう  
不審者に後をつけられているかもしれません。
- 「歩きスマホ」はやめよう  
スマホや音楽プレーヤーを使用しながら歩いていると、不審者の接近に気づかないおそれがあります。
- 周囲に助けを求めよう  
危険を感じたときは、すぐ逃げて、助けを呼んでください。
- 逃げる場所を確認しよう  
「子ども110番の家」など、いざというときに逃げ込める場所を確認しましょう。

### 「ながら見守りに」ご協力を！

「ながら見守り」とは、普段の生活や事業活動をしながら、防犯の視点を持って通学路等の見守り活動を行うことです。

一人でも多くの目で「ながら見守り活動」を行うことが犯罪抑止につながります。

地域全体で犯罪の起きにくい環境を目指し、子どもを性犯罪や連れ去りなどの犯罪から守りましょう！

### ■掲載記事に関するお問合せ

黒石警察署 ☎52・2311

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241





4月のおすすめレシピは・・・

# 新玉ねぎのマリネ



材料名	分量（4人分）
新玉ねぎ	2個
塩	ひとつまみ
かいわれ大根	1パック
ハム	4枚
A	
砂糖	小さじ2
酢	大さじ2
しょうゆ	小さじ2
オリーブオイル	小さじ2
こしょう	少々

## ◆作り方

- ① 玉ねぎは繊維を垂直方向に薄く切り、塩もみをし、5分ほどおき、水気を切る。
- ② かいわれ大根は根元を切り落とし、半分に切る。  
ハムは細切りにする。
- ③ ①、②、Aをボウルで混ぜ合わせる。
- ④ 器に盛り付け、こしょうをふりかける。

## ★気になる栄養価（1人分）は？

エネルギー /83kcal、たんぱく質 /3.0g、脂質 /3.5g、炭水化物 /10.3g、食塩相当量 /0.5g

## ★レシピのポイント！

繊維を垂直に切ったり、酢やオイルを用いることで、玉ねぎの栄養をできるだけ逃さず、辛味を和らげることができます。

※レシピは町ホームページにも掲載しています。

## ■レシピに関するお問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

## ～今月の栄養コラム～

玉ねぎの辛み成分である硫化アリルは、食欲を増進させたり、血液をサラサラにして動脈硬化や血栓を予防する作用があります。また、硫化アリルは水に溶けやすく熱に弱いいため、生で食べると効率的に摂ることができます。

大鰐町民は野菜の摂取量が少ないです。  
食事に野菜をたくさん取り入れましょう！



# 行事予報

4 月

8日(月) ○大鰐小・中学校入学式

9日(火) ○献血バス来町(大鰐町役場、さばいしドライブイン、大鰐ホーム)

5 月

18日(土) ○第31回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会

18日(土)~22日(水) ○大鰐温泉つつじまつり(予定)

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

## ■2月受付分

# 戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

## お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・一戸 <sup>はるま</sup>大真(蔵館7)
- ・神 <sup>けい</sup>京(三ツ目内A)

## おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・青木 和子(75歳) 大鰐2
- ・田中 ミチエ(89歳) 蔵館1
- ・藤田 弘(90歳) 唐牛
- ・木村 恵美(73歳) 蔵館5B
- ・佐々木 清子(85歳) 鯖石
- ・菊池 清敏(74歳) 蔵館7
- ・阿部 保(80歳) 苦木
- ・下山 美智代(91歳) 居土
- ・神 雪枝(90歳) 三ツ目内B
- ・廣嶋 正治(87歳) 蔵館8

### ★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？

(6月号掲載)

#### ★対象

令和6年4月から6月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

#### ★掲載内容

子どもの写真・氏名(ふりがな)・生年月日・住所(町内名のみ)

#### ★応募方法

- ①子どもの写真データ1枚 ※写真データは5MB以内
- ②子どもの氏名(ふりがな)・生年月日・性別、住所(町内名のみ)、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント(子どもに向けてのひと言など)を記入したもの

◎①、②を5月10日(金)【※必着】までにEメールでご応募ください。

#### ■お問合せ・ご応募先

大鰐町総務課人事行政係 ☎48・2111(代)

Eメール koho@town.owani.lg.jp

## 大鰐町の人口と世帯数

令和6年2月末日現在

人口	8,438人
前月比	-21人
男	3,886人
女	4,552人
平均年齢	57.2歳
世帯数	4,074世帯
前月比	±0世帯

## 住民生活課窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参ください

「住民票」や「戸籍証明書」等を交付する際に、個人情報保護となりすましによる不正取得防止のため、窓口にお越しの方の本人確認を行っております。

本人確認書類がない場合は住民票等の交付をお断りしておりますので、窓口へお越しの際は必ず本人確認書類をご持参くださるようお願いいたします。

特に印鑑証明書は、「**印鑑登録証（カード）**」がなければ交付ができませんのでご注意ください。

### ●本人確認書類の例（有効期限内のものに限る）

顔写真が付いているもの ※いずれか1つを持参	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、障害者手帳
顔写真が付いていないもの ※いずれか2つを持参	健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、医療費受給資格証、年金手帳、年金証書、学生証、生活保護受給者証

### ●委任状が必要な場合

窓口に来る方が次に該当する場合、申請者（使う方）からの委任状が必要です。

住民票	申請者、申請者と同じ世帯以外の方 ※世帯分離をしているときは親子でも委任状が必要です。
戸籍謄抄本等	申請者、申請者の配偶者、申請者の直系親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方
身分証明書	申請者以外の方
印鑑の登録	申請者以外の方 ※印鑑証明書は、印鑑登録証（カード）を提示すれば代理人でも委任状不要。

※委任状の用紙は、窓口でお渡ししているほか、町ホームページにも掲載しております。

### ●マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードの夜間窓口では、事前にご予約いただいた方のみ、顔写真の撮影から申請手続きまでを無料で行います。

【来庁予約はこちらから】      スマートフォン：      電話：55・6563（平日8時30分～17時）

【必要書類】 申請書と本人確認書類

- ・申請書の再交付を行っておりますが、再交付には本人確認書類が必要です。
- ・申請書があれば、スマートフォン・パソコンから申請ができます。詳しくはこちら



### ■お問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。

受付時間は、17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。予約がない場合は、夜間窓口は開設しませんのでご了承ください。

●インターネットからのご予約  
スマートフォン・パソコン

受取予約



申請予約



町HP「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話でのご予約

☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいで、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月先までできます。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係  
☎55・6563（直通）

## 県税のコンビニ納付・口座振替 制度のお知らせ

### ●コンビニ納付

個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割は、納税通知書をコンビニエンスストアに持参して納付できます。ぜひご利用ください。

詳しくは、中南地域県民局県税部にお問い合わせください。

### ●口座振替制度

口座振替を利用できる県税は、個人事業税（定期賦課分）、法人県民税・事業税（中間申告・確定申告分）、自動車税種別割（定期賦課分）及び軽油引取税（特別徴収義務者申告分）です。

詳しくは、各取扱金融機関または中南地域県民局県税部にお問い合わせください。

※自動車税種別割の口座振替の令和6年度新規お申込み期限は4月30日（火）です。  
なお、口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書につきましては、令和2年度から送付しないこととなりましたので、皆様のご理解をお願いいたします。

問 中南地域県民局県税部 納税管理課

☎ 32・4341（直通）

☎ 32・1131（内線229・211）

## 津軽広域連合からのお知らせ

### 津軽地域の講師をまとめた人材バンク

### 『津軽の名人・達人バンク』利用者募集

津軽広域連合の「津軽の名人・達人バンク」は、学校・施設・団体・サークル・企業等の活動で講師が必要とき、目的に合わせて利用できるように津軽地域の様々なジャンルの講師をまとめた人材情報を紹介しています。

講師をまとめた「津軽の名人・達人バンク登録者名簿」はどなたでも自由に利用できます。

### 【利用方法】

希望する講師を見つけたら、名簿に掲載されている連絡先へ直接日程や費用などをお問い合わせください。

### 【指導内容一例】

体操、ダンス、伝統工芸（こぎん刺し・津軽塗・金魚ねぶたなど）、フラワーアート、クラフト製作、健康づくりの指導、生活に関する豆知識を学ぶ講座、など幅広い分野の方々が講師として登録しています。

●自分の特技を講師として指導できる方も募集しています。

個人と団体（企業・サークルなど）の講師登録ができます。

●名簿は津軽広域連合のホームページからダウンロードできます。

●希望者へは郵送可能なのでお気軽にご連絡ください。

問 津軽広域連合総務課総務企画係  
〒036-8003

弘前市大字駅前町9番地20ヒロロ3階

☎ 31・1201

E rengou@tsugarukoiki.jp

H ホームページQRコード



## 「わが家のめい」を募集 しています

●対象 令和6年4月から6月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

●掲載内容 お子さんの写真・氏名（ふりがな）・生年月日・住所（町内のみ）

### ●応募方法

① お子さんの写真データ1枚

※写真データは5MB以内

② お子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・性別、住所（町内のみ）、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント（お子さんに向けてのひと言など）を記入したもの。

◎ 右記のものを5月10日（金）【※必着】までにご応募ください。Eメールでの応募の際は、件名に『子どもの写真』と記入をお願いします。

※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると掲載できない場合がありますので、ご注意ください。

問 大鰐町総務課広報担当

☎ 48・2111（代表）

E koho@town.owani.lg.jp

有料広告

# わあんどすとリーとが今年も開催されます♪

マルシェイベント「わあんどすとリーと」が昨年に引き続き令和6年度も開催されます！

当イベントは、母の日をテーマとした、手古奈通り・ゆけむり通り沿いの空き店舗や空き地などを活用し、キッチンカーやワークショップなどのお店が並ぶマルシェイベントです。

様々な飲食のできるお店や、親子で楽しめる体験型のお店などもあります。

皆様のご来場お待ちしております！

- 日 時 令和6年5月12日(日) 10時～16時
- 場 所 手古奈通り・ゆけむり通り沿いの空き店舗や空き地スペース
- 出店情報 右のQRコードからご確認ください。
- 問合せ先 ワンダーワンド企画  
☎55・9933 (From O)



昨年度は天候にも恵まれ、たくさんの方が訪れました。出店では、昔懐かしい“型抜き”ができたたり、美味しい食べ物が売っていたりなど、子どもから大人まで皆さんが楽しんでいました。



体験型のお店では、みんな笑顔で一緒に楽しんでましたよ！



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



## 今月の表紙

3月23日大鱈町消防出初式が行われました。天候にも恵まれ、晴天となりました。

分列行進では、大鱈保育園幼年消防クラブも参加し、手古奈通りを歩きながら、たくさんの人たちに、火災の予防を呼びかけました。

広報おおわに No.747  
令和6年4月号

発行 大鱈町  
編集 大鱈町総務課

〒038-0211  
青森県南津軽郡大鱈町大字大鱈字  
羽黒館5番地3  
TEL 48・2111  
FAX 47・6742  
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>  
発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鱈町

大鱈町



大鱈町HPへ  
ジャンプします